

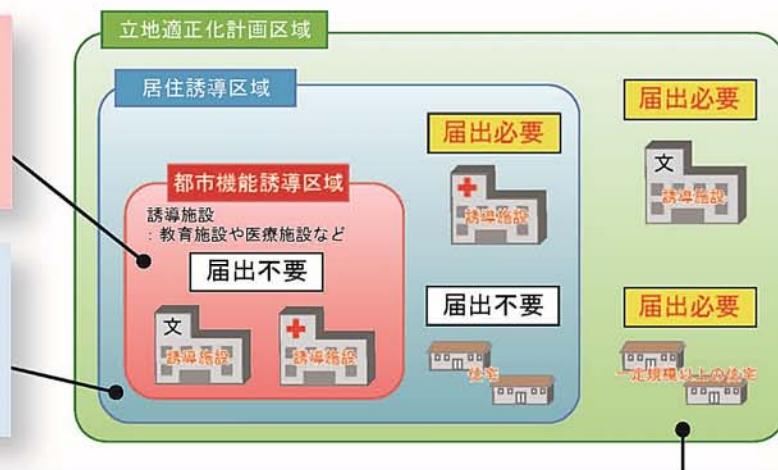
## 誘導施設の設定について

白山市の都市機能誘導区域へと誘導・集約していく施設は、以下のものです。都市機能誘導区域内においては届出は必要ありませんが、都市機能誘導区域外での開発行為等については、市長への届出が必要となる場合があります。

また、開発行為等を行う場合は着手する30日前までに届出を行う必要があります。

**都市機能誘導区域**  
市長への届出が必要となる施設は特にありませんが、誘導施設（下記の表のもの）を休止又は廃止しようとする場合は届出が必要です。

**居住誘導区域（都市機能誘導区域外）**  
住宅に関しては届出は必要ありませんが、誘導施設（下記の表のもの）の開発行為等に対し、市長への届出が義務付けられます。



| それ以外のエリア（都市機能誘導区域・居住誘導区域外）   |  |   |  |                               |  |  |  |
|--|--|---|--|-------------------------------|--|--|--|
| 本計画で定める誘導施設（下記の表のもの）および以下の一定規模以上の住宅に関する開発行為などについて、都市機能誘導区域外における開発行為等に対し、市長への届出が義務付けられます。                                   |  |   |  |                               |  |  |  |
| <b>開発行為</b>  |  |   | <b>建築等行為</b>   |                               |  |  |  |
| ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為<br>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 |  |   | ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合<br>②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）<br>③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合 |                               |  |  |  |
| ①の例示<br>3戸の開発行為  |  | ②の例示<br>1,300 m <sup>2</sup><br>1戸の開発行為 |  | 800 m <sup>2</sup><br>2戸の開発行為 |  |  |  |
|  |  |   |  |                               |  |  |  |
| <b>届出必要</b>  |  | <b>届出必要</b>                             |  | <b>届出不要</b>                   |  |  |  |
| <b>1戸の建築行為</b>   |  |   | <b>1戸の建築行為</b>   |                               |  |  |  |
|  |  |   |  |                               |  |  |  |
| <b>届出必要</b>  |  |   | <b>届出不要</b>  |                               |  |  |  |

### 【都市機能誘導区域への誘導施設】

| 種類     | 施設   | 松任 | 美川 | 鶴来 | 千代野 | 加賀笠間 |
|--------|--|----|----|----|-----|------|
| 文化交流施設 | 図書館  | ○  | ○  | ○  |     |      |
|        | 美術館・博物館  | ○  | ○  | ○  |     |      |
|        | 文化交流施設（文化会館など）                                       | ○  | ○  | ○  |     |      |
|        | コンベンション施設  | ○  |    |    |     |      |
|        | 鉄道関連複合施設（ビジターセンター）                                   |    |    |    |     | ○    |
| 保育施設   | 認定こども園・幼稚園・保育園                                       | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    |
| 金融施設   | 銀行・郵便局など   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    |
| 教育施設   | 高等教育機関（専門学校など）                                       | ○  |    |    |     |      |
| 福祉施設   | 高齢者福祉施設のうち、通所施設                                      | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    |
| 医療施設   | 診療所・医院・病院など  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    |
| 商業施設   | 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 以下の商業施設 | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    |
| 行政施設   | 市役所・支所   | ○  | ○  | ○  |     |      |

### お問い合わせ・届出先

白山市建設部都市計画課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9558 FAX 076-274-4188

E-mail keikaku@city.hakusan.lg.jp

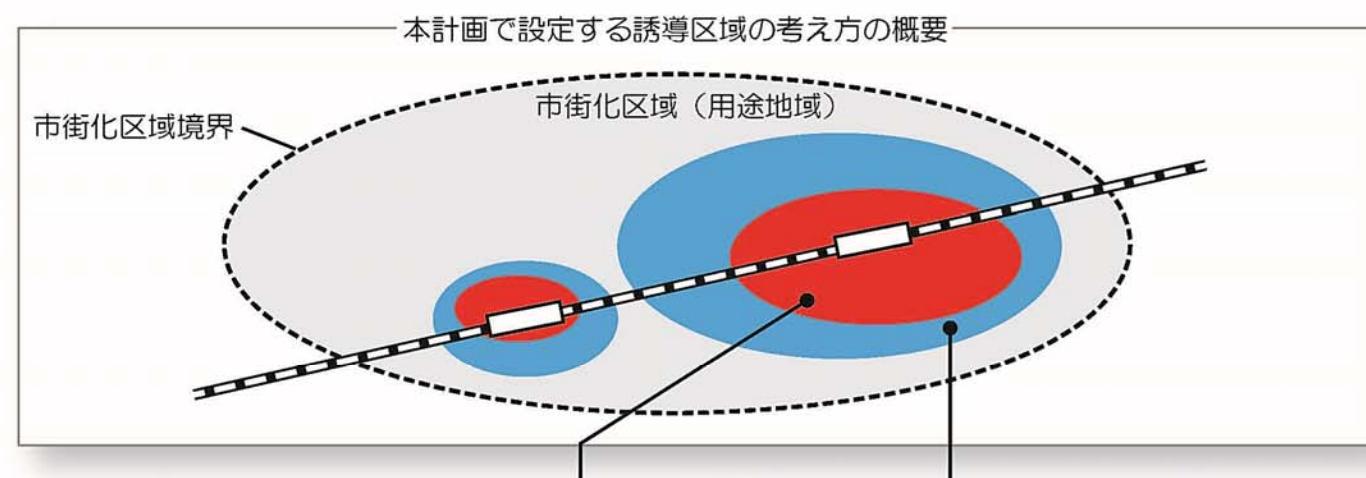
# 白山市立地適正化計画

令和4年3月31日より届出制度が始まります

## 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するための計画であり、人口減少や高齢社会においても持続可能な都市経営ができるよう、都市の拡大を抑制し、市街地への都市機能や居住の誘導を行うことで、コンパクトな市街地の形成をめざすものです。

本市の市街化区域内において、都市機能や居住を誘導する「都市機能誘導区域」および「居住誘導区域」を設定し、それぞれの区域に応じた市街地の形成の推進および維持を図っていくものとします。



### 都市機能誘導区域

都市の魅力を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約する区域であり、鉄道駅を中心に形成された市街地として、誘導施設の立地を促進していくとともに、文化・交流活動の中心地としての充実や、さらには公共交通の利便性を確保し、訪れやすく、便利で魅力的な市街地を形成します。

#### 都市機能誘導区域の市街地像

- 誘導施設の誘導により、市街地の中心部としてふさわしい、文化・交流施設などが充実した便利な地域
- 文化・交流活動やまちづくり活動の中心となる、魅力ある地域
- 商店街における空き家・空き店舗の活用など、賑わいと活力のある地域
- まちなか居住を積極的に推進した、生活者が多く居住する地域
- 鉄道駅を中心に公共交通が充実した、他地域から訪れるやすい、歩いて暮らせる便利な地域

### 居住誘導区域

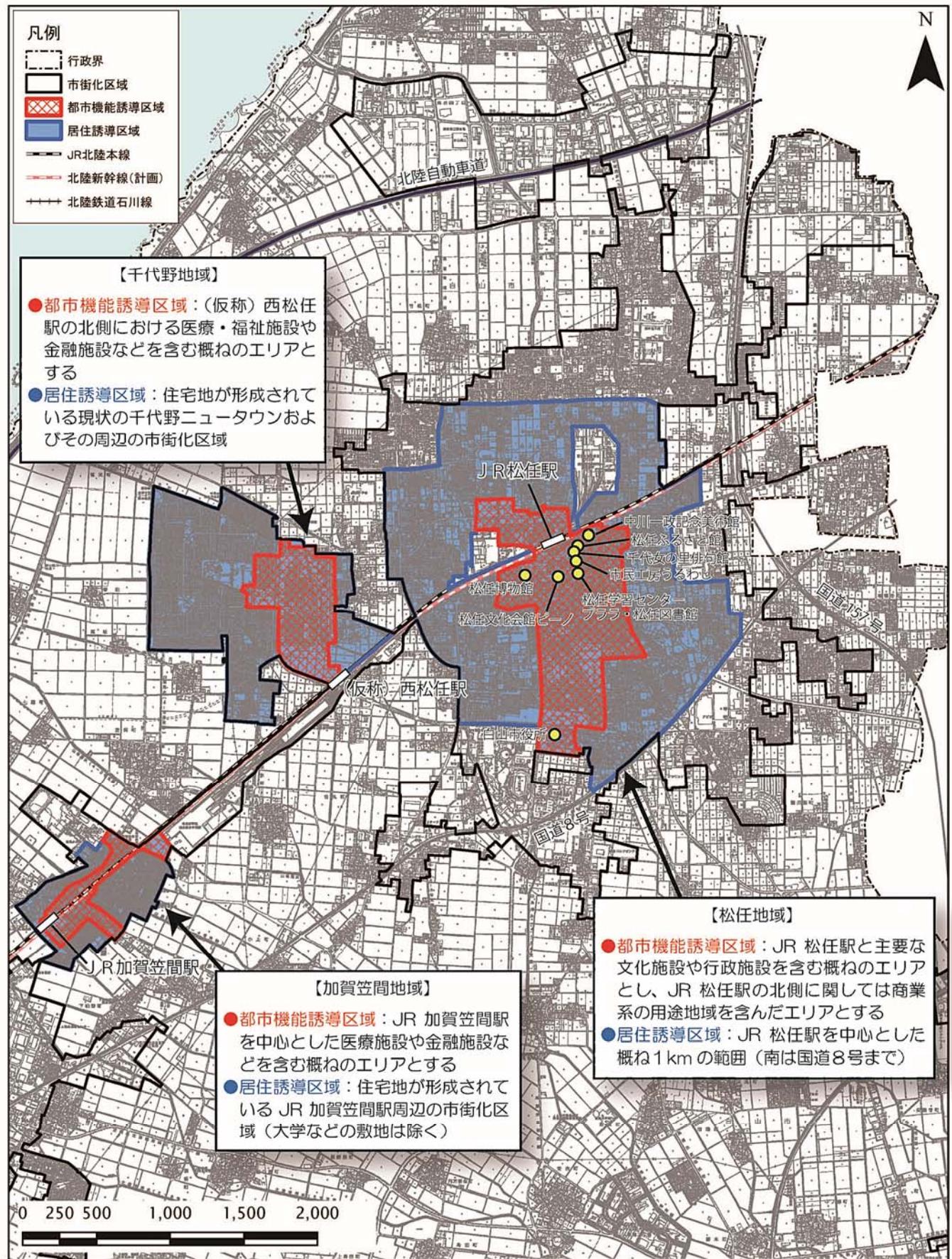
人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であり、市内外問わず、定住の受け皿として、人口の集積を図り、人口規模や人口密度の拡充・維持を図ります。

#### 居住誘導区域の市街地像

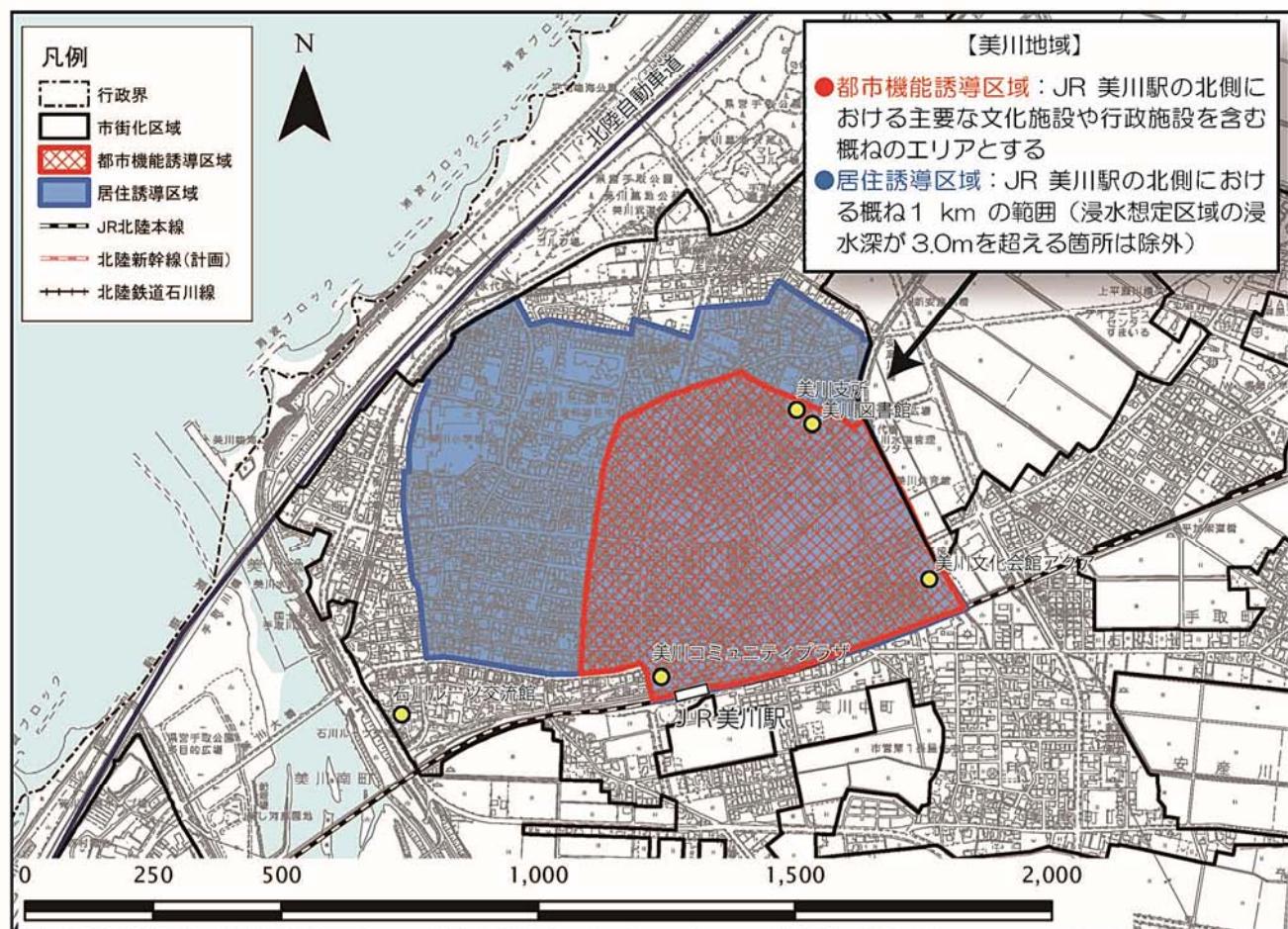
- まちなか居住を積極的に推進した、生活者が多く居住する地域
- 県外・市外からの移住の受け皿となる、積極的に転入者を受け入れる地域
- 市内の居住誘導区域外からの住み替えを推進し、人口密度の維持・向上を図る地域
- 地域の中心に存在する鉄道駅を日常的に利用できる、自動車に過度に依存しない利便性の高い地域

## 誘導区域の設定について

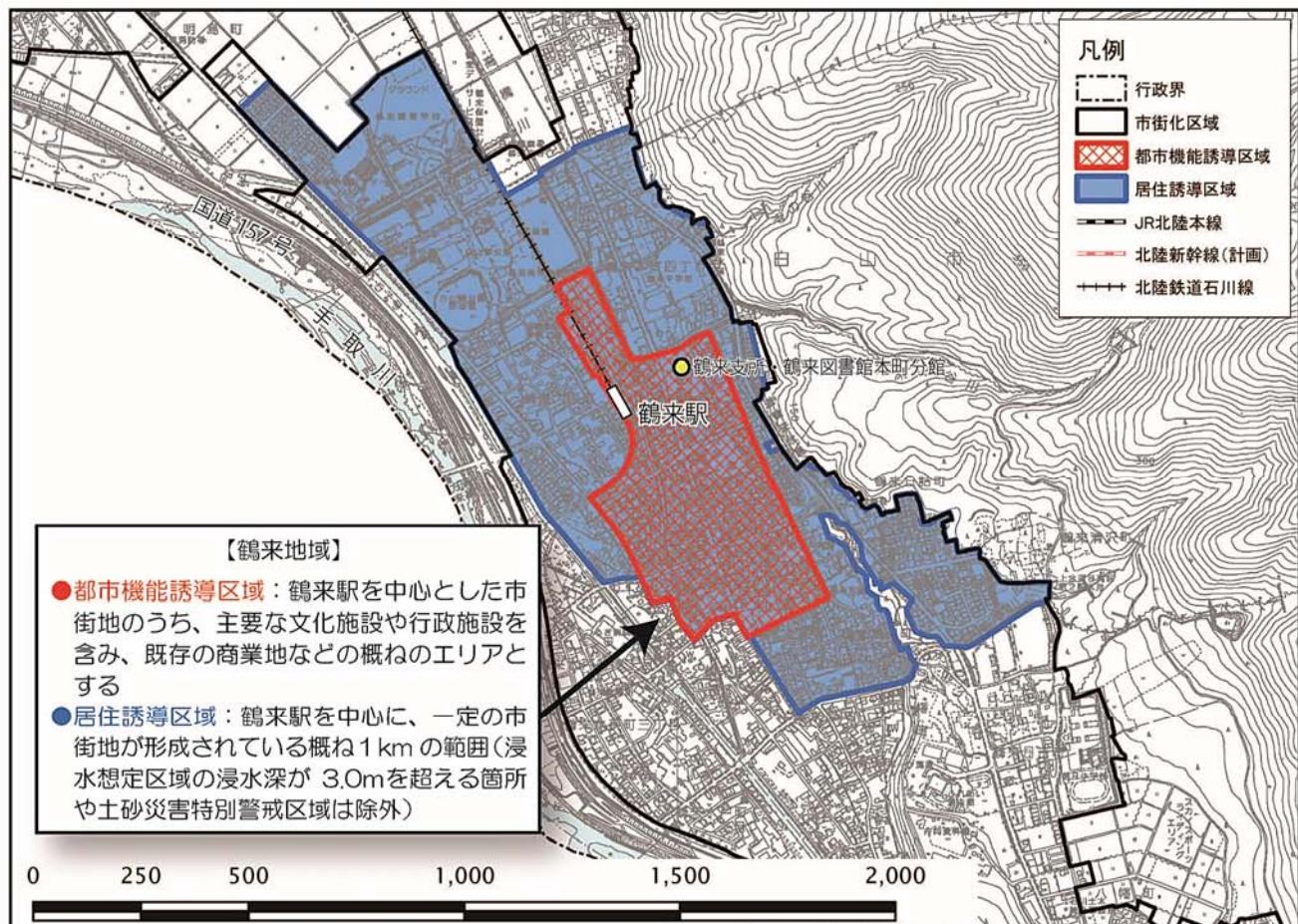
### 松任地域・千代野地域・加賀笠間地域の誘導区域



## 美川地域の誘導区域



## 鶴来地域の誘導区域



※詳細な誘導区域の確認は都市計画課へお尋ねください。